

特記仕様書

本修繕は、本仕様書に記載されている事項により、施工を行うものとする。

本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房管庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)、機械設備工事監理指針(最新版)、その他関係法令等に基づき、安全確実に施工するものとする。

1 修繕内容

- ① 件名:首里学校給食センター天井換気扇取替修繕
- ② 場所:那覇市首里石嶺町2-108-1
- ③ 履行期間:契約の日から令和9年3月31日
- ④ 内容:老朽化した換気扇の取替修繕
- ⑤ 台数:7台
- ⑥ 風量:230m³/min (既設仕様:参考)
- ⑦ 電気容量:三相200V 1.1kw (既設仕様:参考)
- ⑧ 材質:ステンレス
- ⑨ 仕様:耐食(耐塩)、防鳥網等
- ⑩ 電動式シャッター付

2 参考仕様

No.	品名	メーカー	型番
1	天井換気扇	テラル株式会社	RVS30S-MS
2	天井換気扇	(株)鎌倉製作所	RF-30SUSS

＊ 同等品について:上記参考品番以外で入札参加を希望する場合は、提出期限までに「同等品確認明細書」及び機器メーカーカタログ、図面等、機器の仕様がわかる資料を添えて提出すること。

＊ 提出期限:令和8年10月16日 14時 提出先:学校給食課(玉城)

3 仮設について

当該修繕に必要な電気、水道は調理場施設を利用できる。

4 一般事項

- ① 本修繕に使用する資材のうち沖縄県内で生産、製造され、かつ規格、品質、価格が適正である場合はこれを優先して使用する。
- ② 本修繕に使用する機器及び資材等は、本設計図書、本特記仕様書によるものとし、全ての本設計書に記載されている物と同等品、もしくは同等品以上とする。
- ③ 使用機器及び資材等はすべて新品とし、あらかじめ首里学校給食センターの承諾をうけて使用する。
- ④ 本修繕に関わる官公庁への諸手続きは、すべて受注者の負担とする。

- ⑤ 本設計図書及び特記仕様書に疑問が生じた場合は、首里学校給食センターと協議のうえ決定する。
- ⑥ 本修繕の完成ならびに諸法規上当然必要と認められるものは、明記なき事項でも受注者が責任を持って施工し、その費用も負担する。
- ⑦ 本修繕の施工に際して、必要がある場合は、施工図を提出し首里学校給食センターの承諾を得て施工にあたる。
- ⑧ 本修繕の施工にあたっては、施設責任者と十分に調整し安全を確保すること。
- ⑨ 本修繕は、既設建物内設備を十分に調査、確認し施工にあたること。
- ⑩ 廃棄物や副産物がある場合は写真撮影後、産業廃棄物処理場に搬入して適切に処理すること。
- ⑪ 写真は下記の項目で撮影し、提出すること。
 - ・施工前、各工程毎の施工中、完成
 - ・廃棄物や副産物の搬出状況(マニフェストを提出すること)
 - ・使用資材(規格、寸法、数量等が確認できること)
 - ・試験状況
- ⑫ 本修繕は現場搬入設置、電源工事、試運転調整費を含む。
- ⑬ 機器取付に関しては転倒防止工事及び防風対策等を必ず行うこと。
- ⑭ 機器搬入・据付の際は、搬入計画書を作成し、事前に首里学校給食センターへ説明を行うこと。
- ⑮ 保証期間は1年以上とする。ただし施工などの不備による不具合に関しては保証期間を過ぎても無償で対応すること。

5 提出書類

- ① 着手時(契約後速やかに提出)
 - ・着手届
 - ・現場代理人及び主任技術者届
 - ・修繕工程表
- ② 着手後
 - ・使用機器材料承諾願
 - ・施工計画書
 - ・その他首里学校給食センターが指示するもの
- ③ 完成時
 - ・試験成績書
 - ・完成届
 - ・機器材料工場成績書
 - ・修繕写真(施工前、施工中、完成)
 - ・その他(マニフェスト写し等、首里学校給食センターが指示するもの)